

北塩原村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 3,215	千円 3,107,711	千円 189,967	千円 571,703	% 18.4	% 18.2

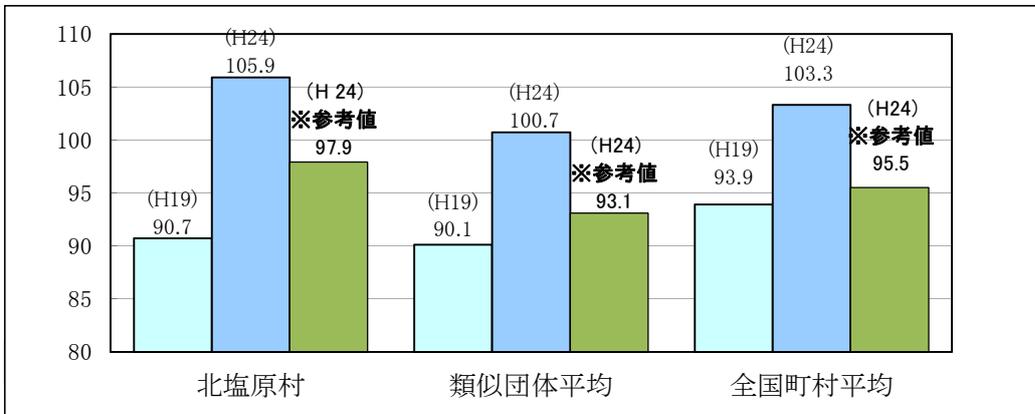
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 59	千円 207,771	千円 28,518	千円 71,971	千円 308,260	千円 5,225	千円 5,361

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、23年4月1日現在の普通会計部門に属する人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
23年度	円 401,516	円 401,789	▲ 273 円 ▲ 0.07 %	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
23年度	月 3.94	月 3.95	月 ▲ 0.01	月	月 3.95	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況(平成24年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	137,900	188,900	226,700	266,400	294,300	326,200	372,300
最高号給の給料月額	247,900	313,700	361,500	396,000	410,900	438,400	464,700

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成24年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
北塩原村	39.8 歳	295,500 円	327,725 円	337,169 円
福島県	43.1 歳	345,500 円	426,067 円	375,710 円
国	42.8 歳	304,944 円 (329,917) 円	- 円	372,906 円 (401,789) 円
類似団体	42.7 歳	305,195 円	346,802 円	332,520 円

②技能労務職

区分	公務員					民間		参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額(B)
北塩原村	57.9 歳	1 人	292,300 円	292,300 円	296,550 円	—	—	—	—
うち労務員	57.9 歳	1 人	292,300 円	292,300 円	296,550 円	用務員	53.7 歳	198,167 円	1.48
福島県	52.7 歳	320 人	375,500 円	420,745 円	396,934 円	—	—	—	—
国	49.7 歳	3,479 人	270,465 円 (285,030) 円	—	307,506 円 (323,181) 円	—	—	—	—
類似団体	49.7 歳	3 人	265,145 円	291,195 円	280,355 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
北塩原村	—	—	—
うち労務員	4,670,204 円	2,921,000 円	1.6

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21年～23年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

(注)2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

区分		北塩原村	福島県	国
一般行政職	大学卒	175,100 円	181,800 円	163,987 円 (172,200) 円
	高校卒	142,500 円	146,900 円	133,418 円 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	135,300 円	155,250 円	— 円
	中学卒	127,500 円	139,800 円	— 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成24年4月1日現在)

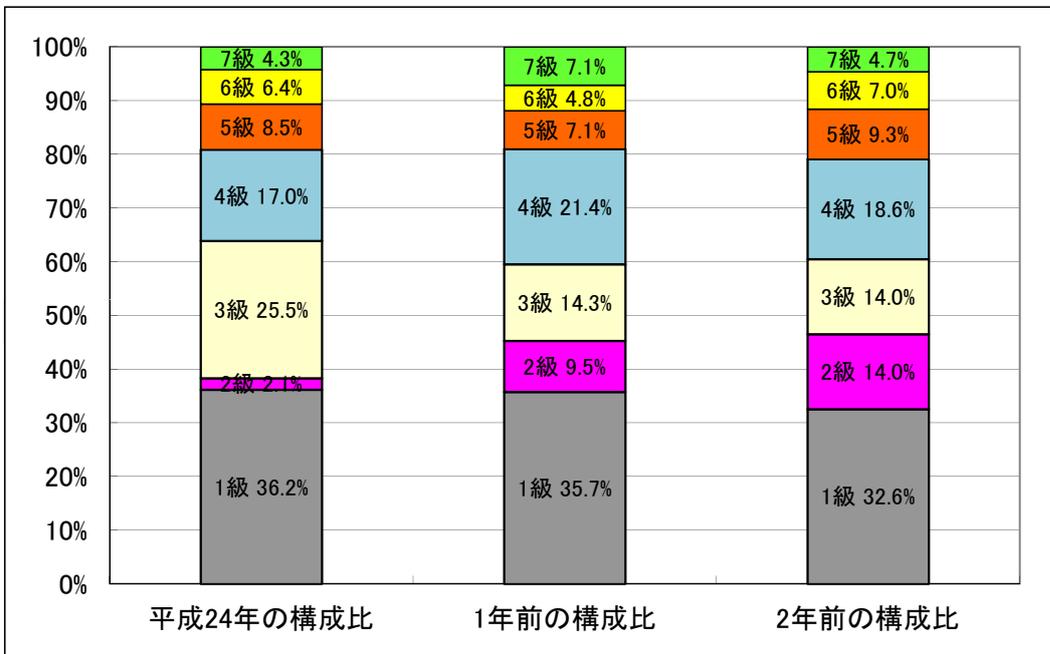
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	279,900 円	315,700 円	377,300 円
	高校卒	217,500 円	288,300 円	313,600 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	17	36.2%
2 級	副主査、副技査	1	2.1%
3 級	班長、主査、技査	12	25.5%
4 級	班長、主任主査	8	17.0%
5 級	課長、局長、主幹	4	8.5%
6 級	課長、会計管理者	3	6.4%
7 級	参事	2	4.3%

(注)1 北塩原村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 (注)2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 (注)3 全体の職員数から、税務職・保健師・技能労務職・教育公務員を除いた数字である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

職員の給与に関する条例第5条第3項及び第4項、初任給、昇給及び昇給等の基準に関する規則第30条及び第31条に基づき、毎年1月1日の昇給にあわせて全職員に対しての証明を得て実施。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北 塩 原 村	福 島 県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,258 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,644 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (—)月分 (—)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

実施していない。(一律支給)

(2) 退職手当(平成24年4月1日現在)

北 塩 原 村			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	5,319 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	86 千円
支給実績(22年度決算)	8,146 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	127 千円

(4) その他の手当(平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者等13,000円等	同		6,618 千円	107 千円
住居手当	借家等に居住している職員(月額9,500円を超える家賃を支払っている者に限る)等に支給 (支給額) 上限27,000円	異	職員公舎に居住する職員は一律15,000円支給	2,713 千円	44 千円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通用具を使用することを常例とする職員等に支給 (支給額) 交通機関利用:6箇月定期券等の価額による一定額 交通用具使用:通勤距離に応じた額(上限49,300円)	異	(交通機関利用者)運賃相当額が58,000円を超えた場合、その超えた額の2分の1を加算	4,050 千円	65 千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定する職にある職員に支給 (支給額) 職務の級及び職の区分に応じた額(定額)	異	課長等、班長の職にある職員に対して、38,000円、26,000円、13,000円を支給	5,302 千円	86 千円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき4,300円	異	勤務1回につき4,300円	525 千円	8 千円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給 (支給額) 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた額	同		3,575 千円	58 千円

5 特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	村長	703,000 円 (— 円)	(参考)類似団体における最高/最低額
			840,000 円 / 230,400 円
報酬	副村長	563,000 円 (— 円)	705,000 円 / 391,800 円
	議長	261,000 円 (— 円)	395,000 円 / 140,000 円
期末手当	副議長	211,000 円 (— 円)	310,000 円 / 115,000 円
	議員	190,000 円 (— 円)	290,000 円 / 100,000 円
退職手当	村長	(23年度支給割合)	
	副村長	2.90 月分	
備考	議長	(23年度支給割合)	
	副議長	2.90 月分	
備考	村長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副村長	給料月額×在職年数×0.48 給料月額×在職年数×0.29	16,197,120 円 任期ごと 7,836,960 円 任期ごと

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

(注)2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

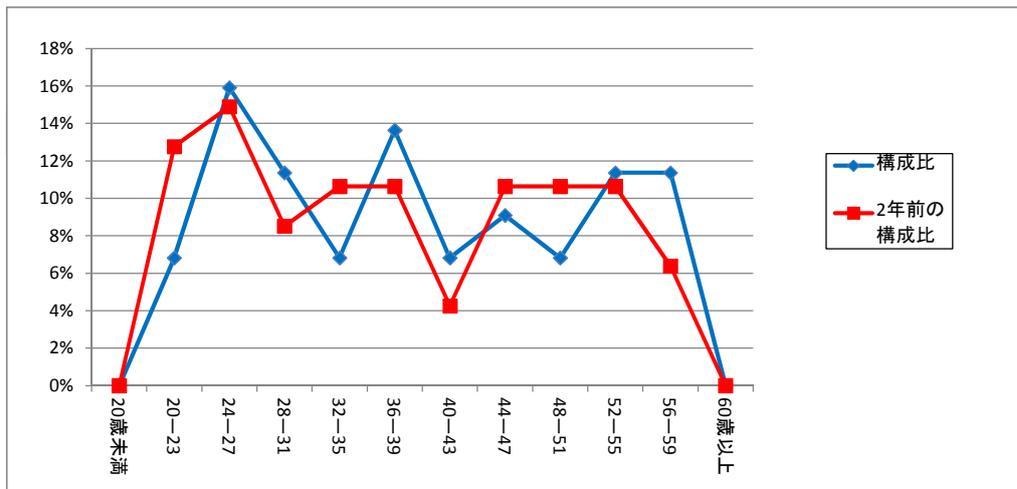
(各年4月1日現在)

区 分 部 門	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
	平成24年	平成23年			
一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	事務分担等の見直しによるもの
	総務企画	16	17	▲1	
	税務	5	6	▲1	
	民生	3	4	▲1	
	衛生	2	2	0	
普 通 会 計 部 門	労働	0	0	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 136.86 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 183.21 人
	農林水産	6	6	0	
	商工	6	6	0	
	土木	4	3	1	
計	44	46	▲2		
教育部門	13	13	0		
消防部門	0	0	0		
小 計	57	59	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数 177.29 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 221.24 人	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	1	1	0	
	下水道	1	1	0	
	国保	1	1	0	
	介護	2	2	0	
小 計	5	5	0		
合 計	62	64	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数 192.85 人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

(注)2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成24年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	3	7	5	3	6	3	4	3	5	5	0	44

(注) 3(1)一般行政職の職員数を年齢別に分けたものである。

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年 度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	47	46	46	45	46	44	▲ 2 (2.22%)
教育	13	13	13	13	13	13	0 (0.00%)
消防							
普通会計	60	59	59	58	59	57	▲ 2 (1.72%)
公営企業会計	4	4	4	5	5	5	0 (0.00%)
総合計	64	63	63	63	64	62	▲ 2 (1.59%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数